IFRSと日本基準の主要な会計基準差異（会計方針、会計上の見積りの変更、誤謬）

	日本基準	IFRS
会計方針の自発的な変更	変更前の会計方針を当期に適用した場合との差額を影響額として注記。 2011年4月1日以後開始年度より、変更後の会計方針を過去に遡って適用し、過年度財務諸表を修正再表示する。	実施不可能な場合を除き、変更後の会計方針を過去に遡って適用し、過年度財務諸表を修正再表示する。
会計上の見積りの変更	当期から将来に向かって修正を行う。 ・減価償却方法の変更は会計方針の変更として取扱う。 2011年4月1日以後開始年度より、会計方針の変更に該当するものの、その変更については会計上の見積りと同様に取扱い、遡及適用は行わない。	当期から将来に向かって修正を行い、過年度の見積りは修正しない。 ・減価償却方法の変更は見積りの変更として取扱う。
過年度の誤謬の修正	過年度の誤謬の修正は、当期に前期損益修正損益として計上する。過年度財務諸表は、通常修正再表示しない。 2011年4月1日以後開始年度より、過年度の誤謬は過去に遡って訂正し、過年度財務諸表を修正再表示する。	過年度の誤謬は、過去に遡って修正し、過年度財務諸表を修正再表示する。

© 2010 Deloitte Touche Tohmatsu LLC